

総務委員会 活動報告書

(2017年7月～2019年6月)

2019年6月

公益社団法人日本技術士会

総務委員会

目 次

I. 委員会体制

II. 委員会等開催実績

III. 活動成果

1. 部会長候補者選出選挙に関わる詳細事項等の検討
2. 役員候補者等の立候補届出のインターネット化の検討
3. 役員候補者選出選挙等の投票方式についてウェブ投票を基本とする制度変更
4. 長期在会会員に対する顕彰制度又は、高齢会員等に向けた年会費減免制度の検討
5. 広く社会の発展に貢献した会員に対する特別表彰制度の検討
6. 部会活動の全国的な展開の活性化に関する検討
7. 会長表彰制度における推薦基準の明確化に関する検討
8. 名誉会員の推薦
9. フェローの審査
10. 会長表彰者の推薦
11. 緩やかな連携の推進
12. 会員による活動グループの登録申請審査
13. 会員による活動グループの登録管理
14. 諸規程類の整備、維持管理
15. 規程類の事前協議対応
16. 地域組織に関する事項
 - (1). 地域本部における県支部設置審査結果の確認、及び支部設置の理事会付議
 - (2). 地域組織幹事の定数変更
 - (3). 地域組織の運営における個別事項に関する手引き検討、報告
 - (4). 地域組織からの審議依頼事項の検討
 - (5). 関東甲信地域県支部の運営管理
17. 地域本部関連事項検討小委員会活動記録

IV. 申し送り事項

1. 緩やかな連携の推進

I. 委員会体制

役 職	氏名	部会、地域本部（推薦元）
委員長	笠原弘之	電気電子
副委員長	市川正和	水産
〃	柿谷 均	生物工学
幹 事	笹口裕昭	金属
〃	本多伸弘	建設（～H31年2月）
〃	新屋浩明	建設（H31年2月～）
〃	永野 澄	衛生工学
〃	小山和夫	情報工学
〃	中村洋之	環境（～H30年5月）
委 員	小林政徳	機械（～H30年7月）
〃	芳村泰嗣	機械（H30年7月～）
〃	石田雅彦	船舶・海洋／航空・宇宙
〃	櫻井克尚	電気電子
〃	渡辺春夫	化学
〃	尾上正行	繊維
〃	上木隆司	資源工学
〃	樋口義弘	建設（H31年1月～）
〃	森 隆之	上下水道
〃	浅見 薫	農業
〃	石谷栄次	森林
〃	志澤達司	経営工学
〃	潮 浩司	応用理学
〃	中村洋之	環境（H30年6月～）
〃	中野智仁	原子力・放射線
〃	羽二生望	北海道
〃	熊谷和夫	東北
〃	西潟常夫	北陸
〃	水野朝夫	中部
〃	杉本哲雄	近畿
〃	山本和宏	中国
〃	谷脇準蔵	四国
〃	真鍋和義	九州

地域本部関連事項検討小委員会

小委員長：水野朝夫

委 員：羽二生望、熊谷和夫、西潟常夫、杉本哲雄、山本和宏、
谷脇準蔵、真鍋和義

Ⅱ. 委員会等開催実績

第1回委員会：平成29年8月28日
幹事会：平成29年9月19日

第2回委員会：平成29年10月31日
幹事会：平成29年11月21日

第3回委員会：平成29年12月18日
幹事会：平成30年1月23日

第4回委員会：平成30年2月20日
幹事会：平成30年3月27日

第5回委員会：平成30年4月17日
幹事会：平成30年5月22日

第6回委員会：平成30年6月26日
幹事会：平成30年7月24日

第7回委員会：平成30年8月30日
幹事会：平成30年9月25日

第8回委員会：平成30年10月23日
幹事会：平成30年11月20日

第9回委員会：平成30年12月11日
幹事会：平成31年1月22日

第10回委員会：平成31年2月19日
幹事会：平成31年3月19日

第11回委員会：平成31年4月16日

第12回委員会：2019年6月4日

(参考)

平成29年度第3回理事会平成29年9月13日

〃 第4回理事会：平成29年11月15日

〃 第5回理事会：平成30年1月10日

〃 第6回理事会：平成30年3月14日

平成30年度第1回理事会：平成30年5月9日

〃 第2回理事会：平成30年7月11日

〃 第3回理事会：平成30年9月12日

〃 第4回理事会：平成30年11月7日

〃 第5回理事会：平成31年1月19日

〃 第6回理事会：平成31年3月13日

2019年度第1回理事会：2019年5月8日

Ⅲ. 活動の成果

1. 部会長候補者選出選挙に関わる詳細事項等の検討【前期総務委員会からの申送り事項】

- (1). 部会長の任期中の事故については、部会に関する規則第 19 条に規定されているが、部会長候補者段階での事故や立候補者が出ない場合等の対応について規定されていないことから、定款第 28 条第 4 項に規定されている役員に関する事項に準じた規定（部会長については、任期満了後も新たに選任された者が就任するまでは任期が継続するものとする）を同規則第 7 条に追加することとし、理事会（平成 30 年 3 月 14 日開催）において、原案通り承認された。
- (2). 部会長候補者選出選挙における選挙広報については、既存の役員候補者及び地域本部・支部幹事候補者の選挙広報に準じた様式の検討を行い、「役員候補者選出選挙等における電磁的方法による立候補者推薦及び立候補届出に関する手引き」に別表として掲載した。

（参考）

	役員候補者	部会長候補者	地域本部・支部幹事
推薦者数	20名	10名	2年の会務歴があれば推薦者は不要。 上記以外は5名必要。
経歴や趣旨等	600字以内	400字以内	200字以内

2. 役員候補者等の立候補届出のインターネット化の検討【役員候補者選出選挙管理委員会からの検討依頼事項】

- (1). 平成 29 年 8 月 28 日付けにて、役員候補者選出選挙管理委員会から、立候補者の事前確認作業の事務負担軽減のため、立候補者自身がインターネットを通して立候補届出（ウェブ立候補）を行えるよう関係規定の変更依頼があり、検討を行うこととした。
- (2). 推薦者になることのウェブ登録から、立候補者が推薦人の確認と共に選挙広報用文章の登録を行えるようシステムの流れと各画面イメージの検討を行い、最終的に事務局によるシステムデモによって確認した。
- (3). 一人の正会員が選挙対象の複数の役職において、同時に推薦人や立候補者となることのできる場合とできない場合の組合せについて、会員各位が理解しやすいよう、一覧表に整理し、「役員候補者選出選挙等における電磁的方法による立候補者推薦及び立候補届出に関する手引き」に別表 3 として掲載することとした。（平成 30 年 1 月 9 日理事会報告）
- (4). 上記(3)項の検討に合わせて、監事就任中の本会の他の役職の兼務禁止については、これまで明示的な規定がなされていなかったことから、役員候補者選出選挙規則第 6 条の 2 として、選挙における推薦人になることも含めて監事立候補者はできない旨、明記するよう規則変更を平成 30 年 9 月 12 日理事会に付議し、原案通り承認された。

3. 役員候補者選出選挙等の投票方式についてウェブ投票を基本とする制度変更

- (1). 今回の役員候補者等選出選挙では、地域組織としては、8 地域本部に新たに高知県支部が加わり 30 県支部での幹事選挙となる。また初めて部会長候補者選出選挙も同時実施されることにより、投票用紙種類・枚数の増加に加え、正会員の所属地域と部門の組合せにより、投票用紙や選挙広報の送付区分が飛躍的に増加する。さらには 4 百万円を超える多大な経費支出も抑制する観点から、平成 27 年、29 年と 2 回の選挙において運用し何ら問題の起こっていない「ウェブ投票」を投票方式の基本とすることについて、平成 30 年 9 月 12 日理事会に付議し、原案通り承認された。
- (2). 上記(1)項の内容を、役員候補者等選出選挙における投票方式に関する規則に明示するよう変更することとし、平成 30 年 11 月 7 日理事会に付議し、原案通り承認された。なお、インターネットが利用できない正会員については、事務局に申し出ることによって紙媒体での投票用紙の送付を受けられることとした。

- (3). この変更については、正会員に周知する必要があることから、ホームページでの掲載の他、月刊「技術士」に合わせて、案内チラシを同送することとした。
- (4). 平成31年4月18日の開票において、心配されていた投票率についても過去2回を上回り55.2%となったこと、また開票作業時間についても、これまで5時間程度掛かっていたが、実質1時間以内で終了するなど、大きな成果を挙げることができた。

4. 長期在会会員に対する顕彰制度又は、高齢会員等に向けた年会費減免制度の検討【前期総務委員会からの申送り事項】

- (1). 名誉会員制度が現行に変更されて以降、名誉会員になる要件（役員等一定の主要役職経験）は有しないが、長期に（35年程度）在会している正会員から、長期在会（年会費支払）という面からの本会への貢献を評価して欲しいとの要望もあり、前期総務委員会から検討の申送りがあった。
- (2). 35年以上の長期の在会者の在会年数別・年齢別の人数分布統計等に基づき、他の学協会における同種制度（終身会員等）も参考にし検討を行い、35年以上の在会者の年会費を半額にし、45年以上の在会者については全額免除とする案を策定した。
- (3). 会費の免除等は、会費収入に影響がでることから、企画委員会に照会をし、具体的な実施については、企画委員会の判断に委ねることとした。
- (4). 企画委員会の検討において、2019年度から総務委員会案にて実施することとされ、平成31年3月13日開催の理事会に、両委員会からの共同提案付議し、原案通り承認された。

5. 広く社会の発展に貢献した会員に対する特別表彰制度の検討【地域本部長会議からの検討依頼事項】

- (1). 平成29年12月開催の地域本部長会議において、広く社会に貢献した会員を表彰する制度の考案について提案があり、総務委員会にその検討が委ねられた。地域本部からの提案でもあったことから、まずはその背景等の調査も含め、本委員会の地域本部関連事項検討小委員会にて検討を進めることとした。
- (2). 小委員会の原案に基づく検討の結果、これまでの顕彰制度である、名誉会員制度や会長表彰が、本会会務への貢献を表彰するものが中心であることに対し、広く社会や経済の発展に大きく貢献する極めて優れた功績に対し会員の模範となるよう顕彰する制度として「特別表彰」制度を位置付けることとした。
- (3). 本制度の基本事項を「規則」として制定し、具体的な選考基準については運用上、適宜追加変更等検討する必要も考えられることから「手引き」の形式とし、2019年5月8日開催の理事会にそれぞれ付議し、原案通り承認された。

6. 部会活動の全国的展開の活性化に関する検討【前期総務委員会からの申送り事項】

- (1). 部会長候補者を選挙により選出する制度の導入に当たり、この制度を意味あるものとする上からも、普段の部会活動を一層全国的に展開する必要があるため、そのための制度的な検討を前期総務委員会から申送られていた。
- (2). これまで部会活動は、東京都港区の統括本部事務局所在地における講演会開催が中心的なものとされてきたが、今後は地域における会員のCPD機会の確保や、資格活用面での全国的な活動の重要性などの観点から、ウェブを利用した講演会の配信や統括本部と地域組織等各組織間の情報共有等が一層重要となる。この面からも新たに導入したウェブ会議システムの活用が重要である、とされた。
- (3). 部会活動の全国的展開における基本は、ウェブ会議システムの活用としつつも、全国大会等の開催時に合わせ各部会が部会の全国的行事を開催することは、部会員の人的交流面及び全国大会の開催支援面からは意義ある活動といえる。従って一層各部会によるそれら活動の

活性化を図るため、その行事開催に関わる会場借料や外部講師の謝金等は、現行の CPD 行事補助費とは別枠にて支援することを検討することも必要ではないかと考えられることから企画委員会に照会を掛けることとした。

- (4) その後企画委員会において検討が進み、2019 年度予算において全部会に対し、50 千円を限度にこれまでの CPD 行事開催補助費予算とは別枠で予算化が図られることとなった。

7. 会長表彰制度における推薦基準の明確化に関する検討

- (1) 2019 年度の会長表彰者の審議の過程において、部会からの推薦者に比べ地域本部、支部からの推薦者の増加が認められた。このことから、部会と地域組織での推薦基準の相違があることが認められ、何らかの整合性を図る必要があると指摘された。
- (2) このことから、本委員会において、部会及び地域組織からの推薦（会長表彰規則第 2 条第 2 号）に関わる推薦基準を検討し、新たに会務の在任期間が 10 年以上必要である旨の内容を加えるべく、会長表彰推薦の手引きを変更する検討を行った。
- (3) 2019 年 5 月 16 日開催の部会長会議において、本手引き変更案の説明を行ったところ、強い賛同を得たことから、6 月 4 日開催の総務委員会において変更案を承認した。理事会への報告及び地域組織、部会への周知は、次期総務委員会に引き継ぐこととした。

8. 名誉会員の推薦

各年度の推薦者数は以下の通り。原案通り各理事会において承認された。

	平成 30 年度 (H30. 5. 9 理事会)	2019 年度 (2019. 5. 8 理事会)
(1) 理事又は監事の在任期間 2 年以上	6 名	7 名
(2) 地域本部長又は部会長の在任期間が 4 年以上	5 名	0 名
(3) 諸役職歴の評価	0 名	5 名
合計	11 名	12 名

9. フェローの審査

平成 30 年度のフェロー申請については、平成 30 年 1 月～3 月の期間で申請受付を行い、新規 12 名、更新 26 名から申請があった。総務委員会にて基準を満たしていることを確認し平成 30 年 5 月理事会に付議し、原案通り承認された。

平成 31 年度は、平成 31 年 1 月～3 月の期間で申請受付を行い、新規 4 名、更新 7 名の申請があった。総務委員会にて基準を満たしていることを確認し、2019 年 5 月理事会に付議し、原案通り承認された。

【2019 年 5 月時点でのフェロー総数は、49 名である。】

10. 会長表彰者の推薦

各年度の推薦者数は以下の通り。原案通り各理事会において承認された。

	平成 30 年度 (H30. 5. 9 理事会)	平成 31 年度 (2019. 5. 8 理事会)
(1) 入会歴 35 以上	16 名	12 名
(2) 入会歴が 10 年以上で、地域本部、部会からの推薦	82 名	111 名
(3) 正会員又は準会員 3 名からの推薦	推薦なし	推薦なし
合計	98 名	123 名

1 1. 緩やかな連携の推進

(1). 新設の連絡があった技術士会は、次のとおりである。【合計で 93 会】

1). 企業内における技術士会

日本化薬株式会社（日本化薬技術士会）、AGC 株式会社（AGC 技術士会）、宇部興産グループ会社（UBE グループ技術士会）、株式会社荒谷建設コンサルタント（アラタニ技術士会）、株式会社協和エクシオ（協和エクシオ技術士会）、極東開発工業株式会社（極東開発工業グループ技術士会）、西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社（西日本高速道路エンジニアリング関西技術士会）【合計で 38 社・グループ】

2). 公務員による技術士会等

中国地方整備局（中国地方整備局技術士会）、静岡市役所技術士会【合計で 19 会】

3). 出身大学等別技術士会

東京大学（赤門技術士会）【合計で 35 校】

4). その他

新設なし【合計で 1 会】

(2). 出身大学等別技術士会との協力協定の締結

明治大学技術士会、【合計で 7 校】

(3). 本会与電気メーカー技術士会との交流会

平成 29 年 11 月 7 日、電気メーカー 11 社における技術士会からの参加を得て、それぞれの活動内容等情報交換を行った。

1 2. 会員による活動グループの登録申請審査

(1). 活動グループから提出された平成 30 年度登録申請書に基づき登録審査を総務委員会（平成 30 年 6 月 26 日開催）において実施した結果は、次項のとおりである。

(2). 審査の結果及び申請書の提出状況

1). 41 グループについて登録を可とした。

2). 2 グループについて、これまで登録されていたが、登録申請がなかった。

3). 10 グループについて、申請書内容について指摘事項を通知した。

(3). 上記(2)項の内容については、平成 30 年 7 月 11 日開催の理事会において報告を行った。

1 3. 会員による活動グループの登録管理

(1). 新規登録審査

2019 年 6 月 4 日開催の総務委員会において「技術士資格のメリット研究会」からの申請に基づき確認を行った結果、登録を承認した。理事会への報告等は次期総務委員会に引き継ぐこととした。

(2). 登録取消

「技術図書刊行会」、「技術融合センター」、「WPETF〔技術者をめざす女子学生を支援する会〕」、「東京でビジネスを考える会」、「神奈川環境経営支援センター」、「製品安全技術士センター」からの申請に基づき確認を行い了承し、理事会に報告した。

(3). 平成 30 年度の登録 39 グループの活動報告の内容確認を行い、登録要件を満足しない 1 グループは当面 HP への掲載は見合わせることにし、その他の 38 グループについては本会 HP に掲載を行うこととした。

1 4. 諸規程類の整備、維持管理

- (1). 地域組織の設置運営規則別表2の変更（平成30年9月12日理事会承認）
高知県支部の設置（平成30年7月11日理事会承認）に伴い、支部設置を定める標記規則の変更を行った。
- (2). 本会の規程制定等に関する規則の制定（平成31年3月13日理事会承認）
本会が制定する規程については、これまで「規程作成の手引き」「規程管理番号規則」「規程管理番号の手引き」が制定、運用されてきているが、規程制定（作成）そのものを規定する規程が制定されておらず慣行として運用されてきており、その運用されている内容を明文化し規則とした。
- (3). 規程管理番号の手引きの変更（平成31年1月9日理事会報告）
新たに設置された支部の起案元番号を追加する変更を行った。
- (4). 本会の文書等における年月日表記に関する手引きの制定（平成31年3月13日理事会報告）
改元に当たり、本会の正式文書における年月日表記を基本的に西暦に統一すべく、手引きの形式にて規定化を図った。
- (5). 委員会の運営に関する規則別表2の変更（平成31年3月13日理事会承認）
防災支援委員会運営規則の変更に伴い、標記規則における防災支援委員会の所掌事項等の変更を行った。
- (6). 会員の入退会に関する規則の変更（2019年5月8日理事会承認）
長期在会正会員の年会費の減免、及び技術士第二次試験合格者が合格年に入会した場合の初年度年会費の全額免除が決定（2019年3月13日理事会）されたことに伴い、関係規則に新たな条項を設け規定化を図った。
- (7). 行事後援等の名義使用に関する規則制定の検討
本会が主催する行事に対し、国、自治体等に後援等を求めること、及び②学協会等他団体が主催する行事に対し、本会に後援等の名義使用を求められる際の対応として、現在統括本部においては、手続規定が制定されていないため1件別に決裁処理しているが、地域組織（地域本部及び支部）については、「地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」において手続きが規定されている。
統括本部と地域組織での対応を統合する形での規則として取りまとめ、運用の円滑化を図ることとする。地域組織関連事項検討小委員会において原案の検討を行い、審議を行った。部会における運用実態等考慮すべく継続検討を行うこととし、次期総務委員会に検討を引き継ぐこととした。

1 5. 規程類の事前協議対応

- (1). 各委員会が所管する規程についての変更や制定に当たって、事前に総務委員会に協議の申入れがあり、その案に対し検討の上、それぞれ回答を行った。その後所管の各委員会から理事会に付議され、原案通り承認されている。
- (2). 各委員会から協議依頼があった規程は、以下の通りである。

依頼元	規程名称	承認、報告理事会開催日
研修委員会	技術士CPD審査規則（変更）	平成30年5月9日
国際委員会	本会会務による国外出張時の旅行保険加入に関する手引き（変更）	平成30年5月9日
研修委員会	修習技術者支援委員会の運営の特例に関わる規則（変更）	平成30年11月7日
国際委員会	来会外国人の招聘に関する手引（制定）	2019年5月8日

企画委員会	会員の会務活動中の事故に対する見舞金に関する規則（制定）	平成 31 年 3 月 13 日
防災支援委員会	防災支援委員会運営規則（変更）	平成 31 年 3 月 13 日
技術士制度検討委員会	技術士資格活用委員会の設置・運営規則（制定）	平成 31 年 3 月 13 日
研修委員会	CPD 講演会の同時視聴及びウェブ掲載に関する規則（制定）	（研修委員会にて検討中）
国際委員会	海外関係機関との協定等に関する手引き（変更）	検討結果を連絡
国際委員会	役員等国外出張旅費支給規則（変更）	検討結果を連絡

16. 地域組織に関する事項

(1) 地域本部における県支部設置審査結果の確認、及び支部設置の理事会付議

地域本部における管轄地域内での県支部設置について、以下の通り設置審査結果の確認が求められたので、確認を行い、妥当と認め理事会に付議し、原案通り承認を得られたので、支部の設置を行った。このことにより、関東甲信地域 8 県支部も含め、全国における県支部は 30 となった。

地域本部	県	確認依頼	総務委での確認	理事会承認
四国本部	高知県	平成 30 年 5 月 16 日	平成 30 年 6 月 26 日	平成 30 年 7 月 11 日

(2) 地域組織幹事定数の変更

地域組織幹事定数の変更について以下の通り審議依頼があり了承し、平成 31 年 1 月 10 日開催の理事会に付議し原案通り承認された。

総務委員会	地域組織名	現行	変更
第 9 回（審議）	四国本部	25	30

(3) 地域組織の運営における個別事項に関する手引き検討、報告

総務委員会	地域組織名	区分	制定、変更日
第 1 回、第 3 回、第 6 回（審議）	近畿本部	変更	平成 30 年 7 月 10 日
第 10 回（審議）	北海道本部	変更	
〃	中国本部	変更	
第 12 回（審議）	近畿本部	変更	
〃	栃木県支部	制定	2019 年 6 月 8 日
〃	長野県支部	制定	

(4) 地域組織からの審議依頼事項の検討

各地域組織から審議、検討依頼があり了承した事項は以下の通りである。

総務委員会	地域組織	相手先	主な内容
第 2 回（審議）	栃木県支部	JST さくらサイエ	浙江省対外科学技術交流中心の若

		ンスプラン	手技術者日本受入研修の資金申請
第3回（審議）	九州本部	貸主	事務所の移転に伴う賃貸借契約
〃（審議）	長野県支部	一般企業	支部事務局業務の委託契約
〃（審議）	埼玉県支部	一般社団法人さいしんコラボ産学官、日刊工業新聞社	第4回彩の国産業活性化交流会への行事後援名義使用依頼
第6回（審議）	神奈川県支部	(公財)相模原市産業振興財団	「地域産業活性化研究会 2018in 相模原」の共催
第7回（審議）	埼玉県支部	埼玉県信用金庫	「さいしんビジネスフェア 2019」への後援名義使用依頼
第8回（審議）	中国本部	広島県、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、広島県災害復興支援士業巻絡会	豪雨災害に係る被災者の見守り・相談支援業務に関する協定
第8回（審議）	埼玉県支部	一般社団法人さいしんコラボ産学官	技術課題相談会における相談員としての技術士紹介に関する覚書締結
第9回（審議）	埼玉県支部	川口、熊谷、越谷、さいたま商工会議所、(一社)さいしんコラボ産学官、日刊工業新聞社	第5回彩の国産業活性化交流会

(5) 関東甲信地域県支部の運営管理

- 1). 関東甲信地域県支部長会議を、本会会長の出席も得て平成29年7月10日、及び平成29年8月1日に開催し、各年度における事業実施報告及び事業計画・収支予算についての確認を行った。
- 2). 関東甲信地域県支部連絡会議については、平成29年7月10日及び平成31年1月18日に開催し、県支部の運営における諸課題についての検討及び情報交換を行った。

17. 地域本部関連事項検討小委員会活動記録

回数	開催日	主な議事
第1回	2017.8.28	・ 第1回総務委員会にて、本小委員会の設置が承認された。
第2回	2017.10.31	・ 小委員長の互選（中部本部・水野委員とする） ・ 中国本部の新たな会員活動グループ（ミルフィーユ女性の会）の登録の事前確認し、本会議へ付議 ・ 地域組織の運営における特別役職の委嘱状況の確認
第3回	2017.12.18	・ 地域組織のスカイプの運用状況（地域本部に付与される数、管理体系、課金の有無、WEB講演会の状況） ・ JABEE 課程卒業生への技術士会入会勧誘チラシの運用について
第4回	2018.2.20	・ 「中部本部の運営における個別事項に関する手引き」の組織図に「事務局」を追加の付議 ・ 本会全防災支援委員会議長・元石巻市技術監理官の功労に対する特別会長表彰の検討

回数	開催日	主な議事
第5回	2018. 4. 17	<ul style="list-style-type: none"> 講演会のWE B配信システムの機能確認の状況 {地域本部の運営における個別事項に関する手引き}の組織図に「事務局」記載を可とし、本委員会に上程。 「特別会長表彰」に対する「会長表彰規則案」及び「会長表彰推薦の手引き案」の検討
第6回	2018. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> 「特別会長表彰」の検討案（①新表彰制度【特別表彰制度】の目的、②表彰の対象者、③手続き【選考基準・選考過程】等）の審議。 本委員会審議検討項目の事前審議（北海道本部、近畿本部肥後事項）
第7回	2018. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> 「特別会長表彰」の検討案（①新表彰制度【特別表彰制度】の目的、②表彰の対象者、③手続き【選考基準・選考過程】等）を本委員会に上程。 地域組織の運営についての詳細事項に関する規則第14条（後援、協賛使用許諾又は依頼）及び15条（行事共済）についての検討
第8回	2018. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> 本委員会での審議希望項目の事前説明 「北海道本部：地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」第9条（表彰）、第19条（契約管理）の一部改訂及び解釈について」等 被災者の見守り・相談支援業務に関する協定締結について（中国本部） 特別表彰について（第5条の修正）
第9回	2018. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> 中国本部：被災者の見守り・相談支援業務に関する協定締結について 北海道本部：地域組織の運営についての詳細事項に関する規則第14条（後援、協賛使用許諾又は依頼）、第15条（行事共済）について 特別表彰規定について、第5条の見直し等
第10回	2019. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> 地域本部報告 新規設立の県支部運営の手引きは次回委員会提起 地域組織の個別事項の運営の手引き（改訂；中部、近畿）は本会議に付議
第11回	2019. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> 県支部に特別職を設けることを了承 地域組織の個別事項の運営の手引き（改訂；東北、中国、四国、九州）は本会議に付議
第12回	2019. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会活動実績の確認 地域本部における後援等名義使用の許諾・申請について（継続検討）

IV. 申し送り事項

1. 緩やかな連携の推進

- (1) 大学技術士会との連携や相互協力協定等を通して、大学運営及び現役学生に向けた技術士及び技術士制度の広報の一層の進展を図る。
- (2) 企業内技術士会とは、受験指導面での一線を画しつつ、企業内での技術士の活用に向けた広報等の進め方の検討を行う。
- (3) 技術士により構成されている、一般社団法人、NPO法人、任意団体とは、本会又は本会の地域組織（地域本部、支部）との組織的独立性を確保した上での関係性の明確化を図る検討を行う。

以上